

小矢部市特別職報酬等審議会資料

(第1回)

令和8年1月29日

資料1	議員報酬月額の推移について	1
資料2	類型別団体について	2
資料3	富山県内における同一類型団体（I-2）	
	都市の議長等の報酬月額等について	3
資料4	令和6年度富山県内都市の財政決算状況	4

《関係条例等》

資料5	小矢部市審議会等の設置及び運営に関する要綱	5
資料6	小矢部市特別職報酬等審議会条例	7
資料7	小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例	8

議員報酬月額の推移

(単位：円)

施行年月日	市長 (参考)	報酬月額			備考
		議長	副議長	議員	
平成元年4月1日	800,000	360,000	320,000	290,000	議員定数22人 (S41. 9. 2～)
平成3年4月1日	870,000	400,000	350,000	320,000	
平成5年4月1日	920,000	430,000	380,000	350,000	
平成7年4月1日	950,000	445,000	390,000	360,000	議員定数20人 (H6. 9. 2～)
平成15年4月1日	930,000	↓	↓	↓	
平成19年1月1日	830,000	445,000	390,000	360,000	議員定数17人 (H18. 9. 2～)
議会からの申入れ		↓	↓	↓	議員定数16人 (H22. 9. 2～)
令和8年9月2日	830,000	495,000 (+50,000)	440,000 (+50,000)	410,000 (+50,000)	議員定数14人 (R8. 9. 2～)

議員報酬月額が見直された場合の議員報酬総額の試算（年額）

(1) 現 行…定数 16人、議員報酬月額：議長 445,000円、副議長 390,000円、議員 360,000円

議 長	7,520,500円	(報酬)	445,000円×12か月
		(賞与)	445,000円×3.5月×1.4×1人
副議長	6,591,000円	(報酬)	390,000円×12か月
		(賞与)	390,000円×3.5月×1.4×1人
議 員	85,176,000円	(報酬)	360,000円×12か月×14人
		(賞与)	360,000円×3.5月×1.4×14人
	99,287,500円		

(2) 見直し後…定数 14人、議員報酬月額：議長 495,000円、副議長 440,000円、議員 410,000円

議 長	8,365,500円	(報酬)	495,000円×12か月
		(賞与)	495,000円×3.5月×1.4×1人
副議長	7,436,000円	(報酬)	440,000円×12か月
		(賞与)	440,000円×3.5月×1.4×1人
議 員	83,148,000円	(報酬)	410,000円×12か月×12人
		(賞与)	410,000円×3.5月×1.4×12人
	98,949,500円		

(3) (2) – (1)…定数 ▲ 2人

議員報酬月額：議長 +50,000円、副議長 +50,000円、議員 +50,000円

議 長	845,000円
副議長	845,000円
議 員	▲ 2,028,000円
	▲ 338,000円

類型別団体について

市町村類型とは

総務省が作成した、国勢調査の結果を基に人口規模と産業構造を指標に分類したもの

この類型は、財政分析や自治体職員給与水準の比較などに用いられ、市町村の特性を知る一つの目安として使用されています。

小矢部市の類型は「I-2」

(一般市)※指定都市、中核市、施行時特例市を除く。

令和6年4月1日現在

人口	類型	産業構造		II次、III次産業 90%以上		II次、III次産業 90%未満		計
		III次産業 65%以上	III次産業 65%未満	III次産業 55%以上	III次産業 55%未満			
		3	2	1	0			
以上	未満							
~ 50,000	I	57	84	134	25	300		
50,000 ~ 100,000	II	107	76	44	7	234		
100,000 ~ 150,000	III	59	31	10	0	100		
150,000 ~	IV	35	15	3	0	53		
計		258	206	191	32	687		

※令和2年国勢調査(小矢部市): I次産業4.6%、II次産業34.4%、III次産業61.0%

富山県内における同一類型別団体(I-2)都市の議長等の報酬月額等について

(総務課作成参考資料)

【現行】※住民基本台帳人口順(R7.1.1現在)

区分		富山市	高岡市	射水市	砺波市	南砺市	氷見市	黒部市	魚津市	滑川市	小矢部市
住民基本台帳人口 (R7.1.1現在)	人	403,757	162,672	90,184	46,674	46,071	42,167	39,155	38,617	32,489	27,857
議員定数	人	38	27→25	22→20	18→16	18→17	17	17	17	15	16→14
適用日(報酬)		H17.4.1	H17.4.1	H28.4.1	R7.5.1	H16.11.1	H8.7.1	R7.5.1	H22.12.1	H15.4.1	H7.4.1
議長(報酬)	月額	715,000	645,000	515,000	改定前454,000 504,000	460,000	495,000	486,000	480,000	424,000	445,000
副議長(報酬)	月額	645,000	580,000	456,000	改定前404,000 454,000	410,000	440,000	431,000	430,000	377,000	390,000
議員(報酬)①	月額	600,000	545,000	427,000	改定前374,000 424,000	380,000	420,000	400,000	400,000	354,000	360,000
	順位	1	2	3	4	8	5	6	6	10	9
政務活動費②	月額	150,000	75,000	50,000	18,000	27,500	37,500	30,000	30,000	30,000	20,000
議員報酬+政務活動費 (①+②)	月額	750,000	620,000	477,000	442,000	407,500	457,500	430,000	430,000	384,000	380,000
	順位	1	2	3	5	8	4	6	6	9	10

R7.2月 33,000円引上げに対し、
据え置きの答申R7.1月 報酬改定について、
据え置きの答申

【今回申入れ】

※住民基本台帳人口順(R7.1.1現在)

区分		富山市	高岡市	射水市	砺波市	南砺市	氷見市	黒部市	魚津市	滑川市	小矢部市
住民基本台帳人口 (R7.1.1現在)	人	403,757	162,672	90,184	46,674	46,071	42,167	39,155	38,617	32,489	27,857
議員定数	人	38	25	20	16	17	17	17	17	15	16→14
議長(報酬)	月額	715,000	645,000	515,000	504,000	460,000	495,000	486,000	480,000	424,000	495,000
副議長(報酬)	月額	645,000	580,000	456,000	454,000	410,000	440,000	431,000	430,000	377,000	440,000
議員(報酬)①	月額	600,000	545,000	427,000	424,000	380,000	420,000	400,000	400,000	354,000	410,000
	順位	1	2	3	4	9	5	7	7	10	6
政務活動費②	月額	150,000	75,000	50,000	18,000	27,500	37,500	30,000	30,000	30,000	20,000
議員報酬+政務活動費 (①+②)	月額	750,000	620,000	477,000	442,000	407,500	457,500	430,000	430,000	384,000	430,000
	順位	1	2	3	5	9	4	6	6	10	6

令和6年度富山県内都市の財政決算状況（普通会計ベース）

都市	区分 類似団体区分	財政状況			
		歳入総額 (百万円)	歳出総額 (百万円)	標準財政規模 (百万円)	財政力指数 (3ヵ年平均)
富山市	中核市	190,285	186,128	106,789	0.80
高岡市	IV-2	81,899	79,695	41,189	0.71
射水市	II-3	47,464	45,923	26,684	0.64
砺波市	I-2	24,837	23,042	14,165	0.57
南砺市	I-2	39,234	36,155	21,292	0.34
氷見市	I-2	30,367	29,097	12,654	0.47
魚津市	I-2	24,122	22,153	10,786	0.66
黒部市	I-2	24,163	23,351	13,289	0.62
滑川市	I-2	16,596	14,836	8,547	0.71
小矢部市	I-2	17,397	16,627	9,210	0.56

※出典：富山県「令和6年度市町村普通会計決算状況（速報）」

※「標準財政規模」とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示し、「標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額」で算出されます。

※「財政力指数」とは、標準的な行政活動を行うために必要な財政需要額に対する標準的な税収入などの割合を示す数値です。この数値が高いほど財源に余裕があるとされています。

○小矢部市審議会等の設置及び運営に関する要綱

平成17年5月9日告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の設置及び運営について必要な事項を定めることにより、市政への市民参画の拡充、行政の公正の確保と透明性の向上をすすめるとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法律又は条例に基づき設置する附属機関
- (2) 有識者等からの専門的な意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会等

2 前項の審議会等には、小矢部市職員のみで構成する内部組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等の組織及び会員の資質向上を目的とした組織は、含まないものとする。

(設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、法律によりその設置が義務付けられている場合を除き、その設置の必要性を十分に検討し、次に掲げる場合に限り設置するものとする。

- (1) 審議する事項等について、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聞くだけでは不十分であると認められる場合
- (2) 審議する事項等が既存の審議会等の所掌事項ではなく、かつ、既存の審議会等の所掌とすることが適当でないと認められる場合

2 前項の審議会等の運営要綱等を制定するに当たっては、原則として、審議会等の設置期間の終期を設定すること、又は目的を達成した場合には、当該審議会等を廃止することをあらかじめ規定しておくものとする。

(運営)

第4条 審議会等の会議においては、数多くの意見が出され、活発な議論が行われるよう、審議に要する資料等の事前配付を行うなど、より効率的で効果的な運営に努める。

(委員の構成)

第5条 審議会等の委員の数は、法令等に定めがある場合を除き、原則として25人以内とする。

2 委員には女性を積極的に登用するものとし、小矢部市男女共同参画プランにおける女性登用目標比率の達成に努めるものとする。

3 一般職員（教育長を除く。）は、原則として委員に選任しないものとする。

4 委員の選任に当たっては、幅広い分野からの登用に努め、特に、関係団体等から選任する場合は、当該団体の代表者に限らず広く構成員の中から推薦を受けて選任に努めるものとする。

5 委員が他の審議会等の委員と兼ねることができる件数は、原則として5件以内とする。ただし、第6条の規定により選任された委員（以下「公募委員」という。）にあっては他の審議会等の委員と兼ねることができないものとする。

6 委員の任期は、法令等に定めがある場合を除き、2年以内とし、同一委員（公募委員を除く。）の継続在任期間は、3期又は6年以内とする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

(委員の公募)

第6条 市民の市政への参画機会を拡大するとともに、市民の意見を市政運営に反映させるため、審議会等の委員を2人以上公募するように努めるものとする。

2 応募要件は、市内に住所を有する者で、応募日現在の年齢が20歳以上の者の内、本市が設置する他の審議会等の委員になつていない者とする。

3 前項に定めるもののほか、公募の趣旨及び当該審議会等の設置目的に照らし、合理的であると認められる場合は、必要に応じて応募要件を変更及び付加することができる。

4 公募委員の任期は1期限りとする。ただし、改選時において、同一の審議会等の公募委員に応募することを妨げない。

5 第1項の規定にかかわらず、審議会等が、次のいずれかに該当する場合は、委員を公募しないことができるものとする。

- (1) 迅速又は緊急に設置することを要するもの
- (2) 小矢部市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に係る事案を審議するもの

- (3) 法令等の規定により委員の資格又は職種が限定的に定められているもの
 - (4) その他極めて専門的な知識を要するものなど、委員を公募することが適当でないと認められるもの
- (公募手続等)

第7条 委員の公募方法その他公募に必要な事項は、別に定める「小矢部市審議会等の委員の公募及び公開に関する事務取扱要領」（以下「要領」という。）による。

(会議の公開)

第8条 法令等の定めがある場合、その他会議の運営上支障が生ずる場合を除き、審議会等の会議は公開するものとする。

(公開の方法)

第9条 会議の公開は、会議の傍聴及び審議内容等を記載した会議の概要の閲覧等により行うものとする。

(公開の手続等)

第10条 公開する会議の周知方法その他審議会等の会議の公開に必要な事項は、要領に定めるところによる。

(既存審議会等の見直し)

第11条 既存の審議会等については、常にその設置の必要性、所掌事務及び委員の構成等について検討し、次のいずれかに該当するものについては、廃止又は他の審議会等と統合するよう努めるものとする。

- (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会情勢の変化により必要性が低下したと認められるもの
- (2) 過去3年以上会議が開催されず、又は調査等を行っていない等、活動の実績が認められないもの
- (3) 公聴会又は個別の意見聴取により設置の目的が達成されると認められるもの
- (4) 審議事項又は委員の構成等が他の審議会等と類似し、又は重複するもの

(開催状況の報告)

第12条 審議会等の担当課は、年度末に開催状況を総務課に報告するものとする。

(事前協議)

第13条 審議会等を設置し、若しくは統廃合し、又は委員の選任を行う場合は、事前に総務部長に協議するものとする。

附 則

この告示は、平成17年5月9日から施行し、第5条、第6条及び第7条の規定は、現に審議会等の委員となっている者の次の任期に係る選任から適用する。

○小矢部市特別職報酬等審議会条例

昭和41年12月1日条例第24号

最終改正 平成27年3月23日

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、小矢部市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬等の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人以内をもつて組織し、その委員は小矢部市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第18号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後的小矢部市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の 小矢部市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

○小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和37年9月26日条例第17号

最終改正 令和7年12月18日

未施行 令和8年4月1日含む

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び第4項の規定により議会の議長、副議長及び議員（以下「議会の議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第2条 議会の議員に対する議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 議長 月額445,000円
- (2) 副議長 月額390,000円
- (3) 議員 月額360,000円

2 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給し、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた場合は、その日まで議員報酬を支給する。

3 前項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算する。

(重複支給の禁止)

第3条 議会の議員に対する議員報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。

(費用弁償)

第4条 議会の議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、小矢部市職員等の旅費に関する条例（昭和37年小矢部市条例第24号）の規定により市長等に支給する旅費に相当する額とする。

(期末手当)

第5条 議会の議員には、期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、小矢部市職員の給与に関する条例（昭和37年小矢部市条例第22号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「小矢部市職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の175」とする。

(支給方法)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、小矢部市職員の給料その他の給与及び旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年9月2日から適用する。

附 則（昭和38年1月24日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年1月1日から適用する。

2 改正前の小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づいて、昭和38年1月1日から施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の支払とみなす。

附 則（昭和39年3月26日条例第17号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年1月4日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年12月1日から適用する。

2 改正前の小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づいて、昭和41年12月1日から施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和43年1月4日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。

- 2 改正前的小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づいて昭和42年12月1日から施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則（昭和43年3月30日条例第4号）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 改正後的小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年5月26日条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。
- 2 この条例による改正後的小矢部市職員等の旅費に関する条例、市長等に対する給料等の支給に関する条例、小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び小矢部市消防団条例の規定は、この条例の適用の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年1月5日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。
- 2 改正前的小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づいて、昭和44年12月1日から施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和46年3月27日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、報酬額については、昭和46年1月1日から適用する。
- 2 改正前的小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づいて、昭和46年1月1日から施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。
- 3 改正後の条例の規定は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第4号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日条例第10号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月24日条例第22号）

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月20日条例第2号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

- 2 改正後的小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後的小矢部市職員等の旅費に関する条例、小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、市長等に対する給料等の支給に関する条例及び小矢部市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、次項及び第4項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前

に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の小矢部市職員等の旅費に関する条例第9条第1項第5号の規定及び別表1の規定、第2条の規定による改正後の小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例別表の規定並びに第4条の規定による改正後の小矢部市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年12月25日条例第28号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。 [後略]

附 則 (昭和56年3月25日条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月19日条例第26号)

この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小矢部市職員等の旅費に関する条例、小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、市長等に対する給料等の支給に関する条例及び小矢部市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年3月26日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小矢部市職員等の旅費に関する条例、小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、市長等に対する給料等の支給に関する条例及び小矢部市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年1月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。

附 則 (昭和60年12月26日条例第24号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。 [以下略]

(小矢部市職員等の旅費に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

20 この条例による改正後の〔中略〕小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〔中略〕の規定は、この条例の適用の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年12月23日条例第19号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和62年12月1日から適用する。

(報酬等の内扱)

2 改正前の小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づいて、昭和62年12月1日から施行日の前日までの間に議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内扱とみなす。

附 則 (平成元年3月27日条例第5号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月26日条例第8号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。 [以下略]

- 2 この条例〔中略〕による改正後の〔中略〕小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〔中略〕の規定は、平成2年4月1日から適用する。
(小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 14 この条例による改正後的小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〔中略〕の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれこの条例による改正後のこれらの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成3年3月26日条例第3号)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後的小矢部市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年7月8日条例第18号)

この条例は、規則で定める日〔平成4年規則第11号により、平成4年9月1日から施行〕から施行する。

附 則 (平成5年3月26日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日条例第10号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月24日条例第28号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成10年3月23日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の〔中略〕小矢部市議会議員の報酬〔中略〕の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年12月27日条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、〔中略〕第4条〔中略〕の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月28日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、〔中略〕第4条〔中略〕の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月27日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第4条から第6条までの規定中「100分の140、」を「100分の125」に、「100分の160、」を「100分の145」に改める改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月26日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、〔中略〕第5条〔中略〕の規定は、平

成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条〔中略〕の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後市議会議員条例」という。）〔中略〕の規定は平成26年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後市議会議員条例〔中略〕の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〔中略〕の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後市議会議員条例〔中略〕の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年3月24日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日条例第24号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（以下「改正後市長等条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成29年12月26日条例第16号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（以下「改正後市長等条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成30年12月21日条例第29号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（以下「改正後市長等条例」という。）の規定は、平成30年12月1日

から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月19日条例第36号）

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（以下「改正後市長等条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和2年11月24日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月24日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日条例第23号）

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（以下「改正後市長等条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和5年12月21日条例第35号）

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（以下「改正後市長等条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定

による改正前的小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後市議会議員条例又は改正後市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和6年12月19日条例第26号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。〔令和6年12月19日規則第20号により、令和6年12月19日から施行〕
- 2 第1条の規定による改正後的小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（次項において「改正後の市長等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の市議会議員条例又は改正後の市長等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前的小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市議会議員条例又は改正後の市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和7年12月18日条例第31号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後的小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「第1条改正後市議会議員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の市長等に対する給料等の支給に関する条例（次項において「第3条改正後市長等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後市議会議員条例又は第3条改正後市長等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前的小矢部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長等に対する給料等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条改正後市議会議員条例又は第3条改正後市長等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和7年12月18日条例第32号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後的小矢部市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等の変更をする旅行については、新旅費条例の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前的小矢部市職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）により旅費の支給を受け

することができる場合については、なお従前の例による。

4 新旅費条例第25条の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。